

## 時刻まるめの考え方とまるめイメージ

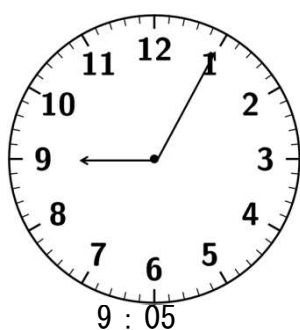
### ●時刻まるめ

出勤・外出・戻り・退勤・例Ⅰ・例Ⅱの各打刻を決めた単位時間・切上点で端数処理を行い、時間数計算を行います。

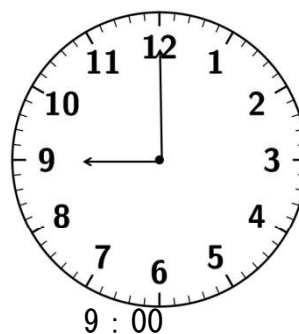
#### 【まるめイメージ】

##### ●始業時刻：9：00

30分単位計算で、30分で切上げ(出勤)する場合、9：05の出勤は、切捨処理をされて、9：00からの計算となり、0分の遅刻として計算します。



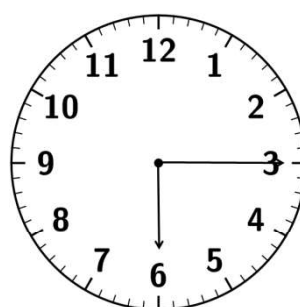
(出勤時刻)



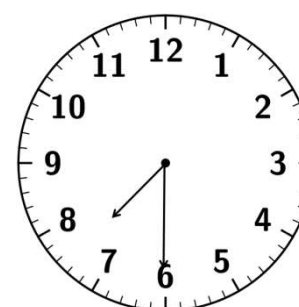
(まるめ後)

##### ●終業時刻：18：00

30分単位計算で、1分で切上げ(退勤)する場合、19：15の退勤は、切上処理をされて、19：30からの計算となり、残業時間は1時間30分として計算します。



19:15  
(退勤時刻)



19:30  
(まるめ後)

※時間数計算上のみで端数処理を行われ、打刻上の記録は紙カード・ICカードでの記録が表示されます。

## 時間数まるめの考え方とまるめイメージ

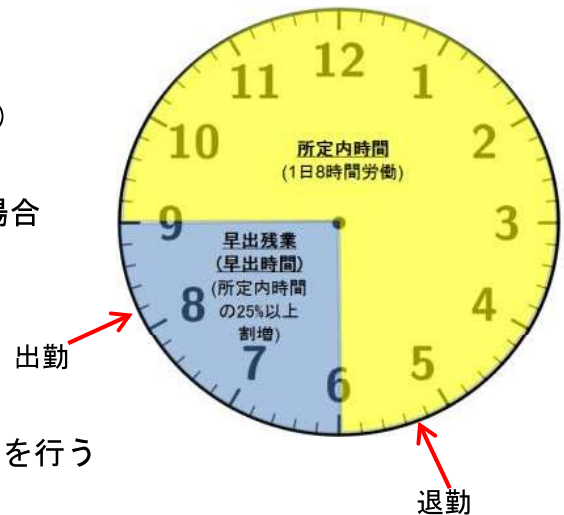
早出時間・所定内時間(基準内時間)・残業時間(基準外時間)・深夜残業(基準外深夜)の各時間帯を1分単位で計算を行い、決めた単位時間で端数処理を行い、時間数計算を行います。

### 【まるめイメージ】

- 始業時間：9：00（休憩時間：12：00～13：00）  
30分単位で計算  
8：10出勤、17：15退勤で時間数計算をする場合

- 所定内時間  
 $17：15 - 9：00 = 7：15$   
(退勤) (定時)  
7：15を30分単位で時間数まるめ(端数処理)を行う  
⇒ 7：30

- 早出残業(早出時間)  
 $9：00 - 8：10 = 0：50$   
(定時) (出勤)  
0：50を30分単位で時間数まるめ(端数処理)を行う  
⇒ 1：00



※時間数計算上のみで端数処理を行われ、打刻上の記録は紙カード・ICカードでの記録が表示されます。

## 月次まるめの考え方とまるめイメージ

各時間帯の1カ月の合計時間数を計算し、決めた単位時間で端数処理を行い時間数計算します。

月次まるめの時間数計算は、事務簡便を目的としたもので、1カ月における時間外労働、休日労働及び

深夜労働の各々の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合、30分未満の端数は切り捨て、それ以上は切り上げる事は認められています。